

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項等について

盲ろう者向け通訳・介助員の養成は、「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム（以下「養成カリキュラム」という。）」に基づき、必修科目 42 時間、選択科目 42 時間、合計 84 時間程度の研修が必要であり、最低でも必修科目 42 時間を実施する必要がある。

しかし、盲ろう者のコミュニケーション方法は、多種多様であり、これらすべてのコミュニケーション方法を盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会（以下「養成研修会」という。）のみで習得するのは、現実的に困難である。また、盲ろう者への通訳・介助は、個々の盲ろう者の障害の程度、障害の受障時期、成育歴等によって、支援ニーズが異なってくる。

このため、養成カリキュラムは、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するに当たって、1 年間で実施しうる時間数、また、必要と考えられる科目、内容を示したものであり、これを基に地域の実情に合った指導内容を編成されたい。

なお、養成研修会開催の際は、下記に留意して、指導内容の編成、受講者の募集、既存の講習会等の活用等を検討されたい。

記

1 指導内容を編成する際の留意事項

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修においては、必修科目の 42 時間と、選択科目の 42 時間、総計 84 時間実施することを推奨する。

必須科目は、盲ろう者とコミュニケーションが取れる、必要最低限の通訳技能を身につける、移動介助ができる（概ね、各地域で実施されている盲ろう者友の会等の交流会での通訳・介助ができる）ようになることを目標として、42 時間の研修を実施をする。

具体的には、必修科目 42 時間を修了した者については、最低限、持ち合わせているコミュニケーション方法（手話、要約筆記、点字等。これら特別な講習が必要な技術を持ち合わせていない者は、手書き文字や音声）を使用し、盲ろう者と日常的なコミュニケーションや通訳ができるようになることを目標に指導内容を編成されたい。

選択科目は、必修科目 42 時間に加え、選択科目の中から、地域の実情に応じた科目を組み入れることとなるが、全ての科目を選択しての実施が推奨される。

なお、養成カリキュラムの教科名に（注 1）及び（注 2）を付したのものについては、次の点に留意されたい。

【（注 1）を付した教科について】

必修科目の「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」及び「盲ろうコミュニケーション実習」、選択科目の「盲ろう者の通訳技法と留意点」及び「盲ろう通訳実習」については、以下の点に留意するとともに、地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択、時間配分等の調整を行うものとする。

① コミュニケーション方法は多種多様に渡ることから、地域のニーズを踏まえた上で

カリキュラムを編成する。(例：派遣依頼件数の多いコミュニケーション方法に重点的に時間を配分するなど。)

- ② 一つのコミュニケーション方法(例：触手話・指点字等など)について、例えば講義1時間、実習2時間といった編成が通例であるが、講義・実習の両方を合わせて1コマで実施することも有効である。
- ③ 多岐に渡るコミュニケーション方法について、コミュニケーション実習を行いながら理解することが望ましいが、時間数の制約等で多種のコミュニケーションを取り上げることによって、通訳・介助員として活動する最低限のコミュニケーション手段すら身につかない場合などは、すべてを実習によるものとせず、概論の時間などで紹介するなどの方法を取る。
- ④ コミュニケーション方法の選択・時間配分等の調整によって、時間を短縮できる場合は、地域の実情に応じて選択科目の中から、より多くの選択科目の研修実施について検討されたい。

【(注2) を付した教科について】

- ① 必修、選択科目に共通する「移動介助実習」及び「通訳・介助実習」は、通訳・介助の実践を踏まえたものであり、相互に密接に関連することから、それぞれの時間配分については、地域の実情に応じて検討されたいが、両科目を組み入れることを推奨する。
- ② 派遣事業登録盲ろう者との交流を図るプログラムの実施を積極的に行うこと(指導内容の一部として、盲ろう者友の会主催の定例の交流会への出席を盛り込むなど、実際に盲ろう者と触れ合う機会を取り入れること)も検討されたい。
- ③ 講師については、養成カリキュラムの特記事項にない限り、盲ろう者や通訳・介助員、受託団体職員などが、内容や地域の実情などを踏まえて担当する。講師の選定にあたっては、国立障害者リハビリテーションセンター学院主催「盲ろう者向け通訳・介助員指導者養成研修会」(旧「盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会」)、社会福祉法人全国盲ろう者協会主催「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」(厚生労働省委託事業)の研修修了者の活用も検討されたい。

2 受講者募集及び既存の講習会等の活用について

受講者募集に当たっては、その地域での通訳・介助員の充足度によるが、一般的にはその数は不足していることを考慮すると、特段の条件(例：手話通訳、要約筆記、点訳等の経験、ガイドヘルパー有資格者など)を設けずに、広く募集することを推奨する。

この場合、既存の手話講習会、要約筆記講習会、点訳講習会、ガイドヘルパー養成研修会等を並行して(またはその後)活用することも望ましい。

一方で、手話の習得には相当の時間を要すること、手話通訳ができるようになるには更に時間を要する(手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について(平成10年7月24日障企第63号障害保健福祉部企画課長通知)では、手話奉仕員の養成に80時間、

手話通訳者の養成に90時間となっている)ことから、これらの養成研修会の修了者を対象に募集することは、手話の技能はもちろん、手話をコミュニケーション手段とする盲ろう者理解の面でも有効であると考えます。また、要約筆記奉仕員、要約筆記者の各養成研修会の修了者、点訳経験者などにも、対象者の理解においては同様のことがいえる。

そのような場合は、受講者の有する知識・経験等に応じて、手話コース、点字コースに分けるなどの方策も有効であると考えます。また、年ごとに内容を変えて(例:手話コースと点字コースを隔年で設けるなど)実施すること等も検討されたい。

3 研修会で必要な機材について

用具・器具		目的
視覚障害疑似体験セット (シミュレーションゴーグル・レンズセット)		屈折異常、白濁、視野狭窄などを人工的に再現する視覚障害体験用シミュレーションレンズを、専用のゴーグルに取り付けて装着する
疑似体験セット	アイマスク	見えない状態にするために装着する
	ティッシュペーパー	衛生を保つため、アイマスクの下に挟む
	携帯型音楽プレイヤー (MP3プレイヤー)	聞こえない状態にするため、ホワイトノイズ音を発生させる
	ヘッドホン	聞こえない状態にするため、ヘッドホンを通してノイズ音を聞く
	耳栓	聞こえない状態にするため、また、聴覚をノイズ音から保護するために装着する

4 養成研修会における受講者向けテキストについて

現時点で入手可能な養成研修会における受講者向けのテキストとしては、以下が挙げられるので参考にされたい。

- 『盲ろう者への通訳・介助－「光」と「音」を伝えるための方法と技術』
全国盲ろう者協会編著 [平成20年(2008) 読書工房]
- 『盲ろう者の移動介助－盲ろう者にとっての安心・安全な移動介助方法とは』
前田晃秀著 [平成20年(2008) 東京盲ろう者友の会]
- 『知ってください 盲ろうについて』
東京盲ろう者友の会編 [平成22年(2010)]
- 『指字ガイドブック～盲ろう者ところをつなぐ』
東京盲ろう者友の会編著 [平成24年(2012) 読書工房]

障害者スポーツの支援体制について

- ①平成26年度から移管する事業
- ②従来からの文部科学省の事業
(平成26年度の新規事業を含む。)
- ③引き続き厚生労働省が行う事業

※計数は26年度予算額

考え方	厚生労働省	文部科学省
障害者アスリート等への支援 (スポーツの振興としての支援)		メダル獲得に向けたマルチサポート戦略事業【2,834,069千円の内数】 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業【658,559千円の内数】 パラリンピックに向けた強化・研究活動拠点に関する調査研究【22,435千円】 JSC運営費交付金(競技性の高い障害者スポーツ支援に関する基盤構築事業) 【5,274,804千円の内数】 JSC研究施設整備費補助金【682,875千円の内数】
スポーツの振興としての支援		日本障害者スポーツ協会補助【1,012,377千円】 パラリンピック等世界大会への派遣 (総合国際競技大会派遣等事業) 障害者スポーツの裾野を広げる取組 (障害者スポーツ振興事業) 選手の育成強化 (総合国際競技大会指定強化事業) 全国障害者スポーツ大会の開催 (全国障害者スポーツ大会開催事業) 【55,000千円】
障害者スポーツの裾野を広げる取組	健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業【103,967千円】 障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究【12,026千円】 体育活動における課題対策推進事業【80,703千円の内数】 スポーツにおけるボランテニア活動活性化のための調査研究【49,676千円の内数】	②
障害者の生活をより豊かにする観点やリハビリテーションの一環としての支援	地方公共団体等が実施する障害者スポーツ大会、各種スポーツレクリエーションの開催等(地域生活支援事業) 【地域生活支援事業462億円の内数】 障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備(国立リハビリテーションセンター) 【14,404千円】	③

(資料2-10)

第14回全国障害者スポーツ大会「長崎がんばらんば大会」概要

- 1 会 期 平成26年11月1日(土)～3日(月・祝)
- 2 愛 称 「長崎がんばらんば大会」
- 3 スローガン 「君の夢 はばたけ今 ながさきから」
選手の夢、スタッフの夢、みんなの夢が、平和の象徴である鳩のように
空高く羽ばたいて実現するように、との願いを込めている。
- 4 主 催 文部科学省、(公財)日本障害者スポーツ協会、長崎県、長崎市、佐世保市、
島原市、諫早市、大村市、長与市、時津町
社会福祉法人長崎県社会福祉協議会、
一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会、
一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会、社団法人長崎県知的障がい者福祉協会、
長崎県精神障害者団体連合会、長崎県精神障害者家族連合会、
長崎県障害者スポーツ協会、公益財団法人長崎県体育協会
- 5 後 援 厚生労働省、公益財団法人日本体育協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会、
財団法人日本知的障害者福祉協会、公益社団法人日本精神保健福祉連盟、
財団法人JKA、社団法人日本医師会 ほか
- 6 特別協賛 大同生命保険株式会社
- 7 開閉会式 開会式 日時：11月1日(土) 10:00～11:53
場所：長崎県立総合運動公園陸上競技場
閉会式 日時：11月3日(月・祝) 15:30～16:43
場所：長崎県立総合運動公園陸上競技場
- 8 実技競技 個人競技(6競技) 陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球(サントテーブルテニスを含む)
フライングディスク、ボウリング
団体競技(7競技) バスケットボール、車椅子バスケットボール、ソフトボール
フットベースボール、グラントソフトボール、バレーボール、サッカー
オープン競技(2競技) ふうせんバレーボール、視覚障害者ボウリング

9 会 場

○個人競技・団体競技

実施競技等		開催期日	会場名	
個人 競 技	陸上競技	11月1日(土)～3日(月・祝)	長崎県立総合運動公園陸上競技場	
	水泳	11月1日(土)～3日(月・祝)	長崎市民総合プール	
	アーチェリー	11月2日(日)	佐世保市総合グラウンド陸上競技場	
	卓球(サウンドテーブル テニスを含む。)	11月1日(土)～2日(日)	大村市体育文化センター	
	フライングディスク	11月1日(土)～3日(月・祝)	長崎市総合運動公園かきどまり 陸上競技場	
	ボウリング	11月1日(土)～2日(日)	マリンスポーツセンターマリنبowl	
団 体 競 技	バスケットボール	11月1日(土)～3日(月・祝)	三菱重工総合体育館	
	車椅子バスケットボール	11月1日(土)～2日(日)	長崎県立総合体育館	
	ソフトボール	11月1日(土)～3日(月・祝)	大村市総合運動公園運動広場	
	フットベースボール	11月1日(土)～3日(月・祝)	とぎつ海と緑の運動公園	
	グランドソフトボール	11月1日(土)～3日(月・祝)	長与総合公園運動公園広場	
	バレーボール	身体	11月1日(土)～2日(日)	諫早市中央体育館
		知的	11月1日(土)～3日(月・祝)	島原復興アリーナ
		精神	11月1日(土)～2日(日)	佐世保市体育文化館
サッカー	11月1日(土)～3日(月・祝)	島原市営平成町多目的広場		

○オープン競技

実施競技	開催期日	会場名
ふうせんバレーボール	11月2日(日)	長崎市民体育館
視覚障害者ボウリング	11月1日(土)～2日(日)	長崎ラッキーボウル

「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会
(愛称：あいサポート アートとっとりフェスタ)」の概要

1 目 的

全ての障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民及び県民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2 大会内容(案)

- ① 美術・文芸作品の展示
- ② 舞台芸術の発表
- ③ 講演会・シンポジウムの開催
- ④ セミナー・ワークショップの開催
- ⑤ 音楽・舞踏等イベントの開催
- ⑥ バリアフリー映画の上映
- ⑦ 障がい福祉事業所の製品の展示販売

3 主 催

厚生労働省、鳥取県、鳥取市

4 期 間

平成26年7月12日(土)～11月3日(月・祝)

5 会 場

とりぎん文化会館、鳥取県立博物館ほか県内各地

障害者文化芸術活動支援事業(概要)

障害者の美術活動支援モデル事業の実施

平成26年度予算案 1. 0億円 (新規)

障害者の芸術活動支援拠点に関するモデル事業を、3年を目処に全国5カ所程度で実施する。

障害者の芸術活動の支援の在り方等について、次に掲げる事業のノウハウを蓄積し、その成果をもとに更なる芸術活動の推進を図る。

事業内容：

- (1) 障害者及びその家族、福祉事業所等で障害者の芸術活動を支援する者への支援
 - ・ 出展機会、著作権等の権利保護等に関する相談支援
 - ・ 適切に支援できる人材を育成(著作権等の権利保護、創作活動)
- (2) 障害者の優れた芸術作品の展示等の推進
- (3) 関係者のネットワーク構築

実施主体： 社会福祉法人、その他法人格をもつ団体。

(資料2-13)

国際障害者交流センターの概要

1. 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」(愛称:ビッグ・アイ)

2. 所在地

大阪府堺市南区茶山台1-8-1

3. 施設規模

地上3階地上1階建(敷地面積 約8,000㎡, 延床面積 約12,000㎡)

4. 主な施設内容

多目的ホール

[客席約1,500席、車椅子利用の場合約1,000席(うち車椅子席約300席)]

宿泊室 [35室(洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)]

大・中・小研修室

バリアフリープラザ(情報・相談コーナー)

レストラン(50席)

駐車場

5. 障害者のための特別な機能

大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳補助設備を設けた多目的ホール

館内自動音声案内設備

広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

文字表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備

光点滅式避難誘導設備 等

6. 主な事業

障害者芸術・文化活動支援事業

国際交流事業

災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

障害関係福祉情報等提供事業

7. 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

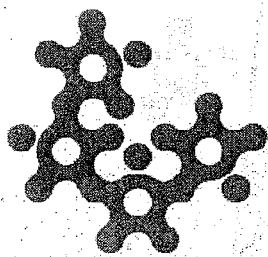
TEL : 072-290-0900

FAX : 072-290-0920

URL : <http://big-i.jp>

国の直轄施設として「国連・障害者の十年記念施設整備費」により、平成13年9月18日に開設。

研修室 イベントホール



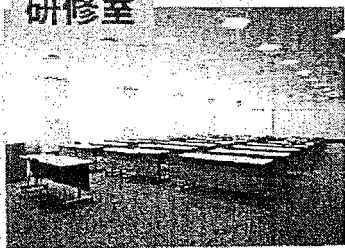
ビッグアイ

国際障害者交流センター

どなたでもご利用いただけるバリアフリーの公営施設です。(駅から傘なしで来れます。)

大2・中2・小2の計6室があり、人数・用途によりお選びいただけます。パーティー会場にもどうぞ。

研修室



多目的ホール

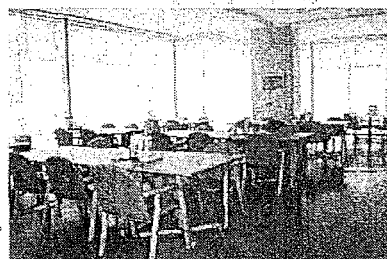


約1,500人収容可能なバリアフリー仕様のホール。展示会からコンサートまで、幅広いイベントに対応。

宿泊室



車いすでの移動にも余裕のある広い室内。洋室・和室・和洋室、どの部屋もバリアフリー。安全で快適なご滞在が可能。(一泊6,000円から)



レストラン ぐらん・じゅ

車いすでのご利用はもちろん、点字メニューもあり、健康や栄養バランスを考慮したメニューが充実。

ご利用お申し込み・お問い合わせはFAX・e-mail等でお気軽に！

TEL 072-290-0900 FAX 072-290-0920 e-mail front@big-i.jp
〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1(泉北高速鉄道 泉ヶ丘駅200m) ホームページ <http://www.big-i.jp/>

「ビッグアイ」で検索!!

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：人)

都道府県名	第25回試験		都道府県名	第25回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
北海道	26	6	滋賀県	7	0
青森県	14	1	京都府	17	4
岩手県	4	1	大阪府	56	11
宮城県	5	4	兵庫県	45	12
秋田県	6	2	奈良県	5	0
山形県	4	1	和歌山県	15	2
福島県	15	2	鳥取県	5	2
茨城県	10	2	島根県	0	0
栃木県	8	3	岡山県	9	2
群馬県	9	1	広島県	18	10
埼玉県	72	17	山口県	10	3
千葉県	26	5	徳島県	4	0
東京都	211	38	香川県	6	0
神奈川県	76	17	愛媛県	18	4
新潟県	13	1	高知県	0	0
富山県	3	1	福岡県	38	6
石川県	12	0	佐賀県	7	0
福井県	2	0	長崎県	10	3
山梨県	4	1	熊本県	13	1
長野県	13	6	大分県	6	1
岐阜県	5	1	宮崎県	14	1
静岡県	24	5	鹿児島県	15	3
愛知県	30	5	沖縄県	7	1
三重県	12	4	合計	929	190

- ・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。
- ・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕政令指定都市別受験者数・合格者数

(単位：人)

都道府県名	第25回試験		都道府県名	第25回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
札幌市	10	4	名古屋市	10	0
仙台市	4	4	京都市	10	4
さいたま市	8	2	大阪市	9	6
千葉市	1	0	堺市	6	0
横浜市	39	10	神戸市	13	2
川崎市	5	1	岡山市	4	1
相模原市	2	0	広島市	5	4
新潟市	4	0	北九州市	4	0
静岡市	4	1	福岡市	6	4
浜松市	2	0	熊本市	0	0
			合計	146	43

身体障害者補助犬法の概要

(平成14年5月29日 法律第49号)

第一章 総則

- 【目的】 良質な身体障害者補助犬の育成、身体障害者補助犬使用者の施設利用の円滑化
→身体障害者の自立及び社会参加
- 【定義】 補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の定義

第二章 身体障害者補助犬の訓練

- 【訓練事業者の義務】 良質な身体障害者補助犬の育成義務、医療機関等との連携義務、再訓練の実施義務

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

- 【補助犬使用者の義務】 使用者は身体障害者補助犬の行動を適切に管理

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

- 【補助犬同伴拒否の禁止】 国等、公共交通事業者等、不特定かつ多数の者が利用する施設における同伴拒否の禁止
- 【被雇用者の補助犬同伴拒否の禁止】 従業員56人以上の民間企業における同伴拒否の禁止 ※2
- 【やむを得ない場合の同伴拒否】 施設等に著しい損害を与える場合等、やむを得ず同伴拒否を認める規定
- 【表示】 補助犬である旨の表示義務

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

※盲導犬については、当分の間、第五章の規定は適用されない(附則第2条)。

- 【法人の指定】 厚生労働大臣による「認定の業務を行う」法人の指定
- 【法人の業務】 身体障害者補助犬とするため育成された犬の認定

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

- 【身体障害者補助犬の衛生確保】 補助犬使用者の予防接種、健診等の受診義務

第七章 雑則

- 【苦情窓口設置】 都道府県、指定都市、中核市における苦情窓口の設置 ※1

第八章 罰則

- 【罰則規定】 指定法人に対し、厚生労働大臣への虚偽報告等に対する罰則

(資料2-16)

○施行日 平成14年10月1日
○一部改正 平成19年12月5日
施行日:平成20年4月1日(※1)
施行日:平成20年10月1日(※2)



もっと知って「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」

「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」は、目や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いする、「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。

きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

ほじょ犬は身体に障害のある方の自立と社会参加に欠かせません。ほじょ犬のことをもっと知って、ほじょ犬ユーザーとほじょ犬を社会の仲間として受け入れてください。



ほじょ犬の種類



盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(綱輪)をつけています。

聴導犬

音が聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。「聴導犬」と書かれた表示をつけています。



介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。「介助犬」と書かれた表示をつけています。

ほじょ犬ユーザーとほじょ犬はどこでも一緒

ほじょ犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。

●ほじょ犬の同伴を受け入れる義務があるのは以下の場所です。

- ・国や地方公共団体などが管理する公共施設
- ・公共交通機関(電車、バス、タクシーなど)
- ・不特定かつ多数の人が利用する民間施設
商業施設、飲食店、病院、ホテルなど
- ・事務所(職場)
国や地方公共団体などの事務所
従業員50人以上の民間企業



●ほじょ犬の同伴を受け入れる努力をする必要があるのは以下の場所です。

- ・事務所(職場)
従業員50人未満の民間企業
- ・民間住宅



ほじょ犬はきちんとしつけられ、健康です

ほじょ犬のユーザーは、責任をもってほじょ犬の行動を管理し、ほじょ犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。

- ほじょ犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所でしか排泄しないように訓練されています。
- ほじょ犬は、ユーザーの管理のもとで待機するよう訓練されています。
 - ・レストランなど、飲食店では……
食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。
 - ・ホテルや旅館など、宿泊施設では……
上がり口や部屋の隅で待機します。
 - ・電車、バス、タクシーなど、公共交通機関では……
シートなどを汚さないように、足もとで待機します。
- ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどでほじょ犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。



仕事中のほじょ犬への接し方

ほじょ犬ユーザーがハーネスや表示をつけたほじょ犬を同伴している時、ほじょ犬は「仕事」中です。

- 仕事中のほじょ犬には、話しかけたり、じっと見つめたり、勝手に触ったりして気を引く行為をしないようにしましょう。
- ほじょ犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。
ユーザーは与える食事の量や水の量、時刻をもとに犬の排泄や健康の管理をしています。



お問い合わせ先

- ほじょ犬の同伴や使用に関する苦情相談・お問い合わせ先
各都道府県・指定都市・中核市の障害福祉担当課
- 身体障害者補助犬法等の関係法令や通知・ほじょ犬ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>
厚生労働省ホームページ「行政分野ごとの情報」内「障害者福祉」
→「分野別施策情報」内「身体障害者補助犬」

ほじょ犬

ほじょ犬の受け入れ施設の方へ



- ほじょ犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- ほじょ犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、ほじょ犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
- ほじょ犬が道路をふさいだり、周りのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことをほじょ犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- ほじょ犬を同伴していても、ほじょ犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。ほじょ犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュニケーションをとってください。

ほじょ犬

身体障害者補助犬法の概要

- 身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です(法第1条)。
 - 身体障害者補助犬は、認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称です(法第2条)。
 - 身体障害者補助犬は、犬種、認定番号、認定年月日等を記載した表示をつけています。また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、補助犬の健康管理に関する記録、補助犬認定証などの補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければなりません(法第12条)。
 - 以下の施設等では、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません(法第7条、第8条、第9条、第10条)。
 - ・国や自治体が管理する公共施設、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
 - ・飲食店、商業施設、病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設
 - ・従業員50人以上の民間事業所(職場)
- ※()内の「法」は、身体障害者補助犬法のことです。